

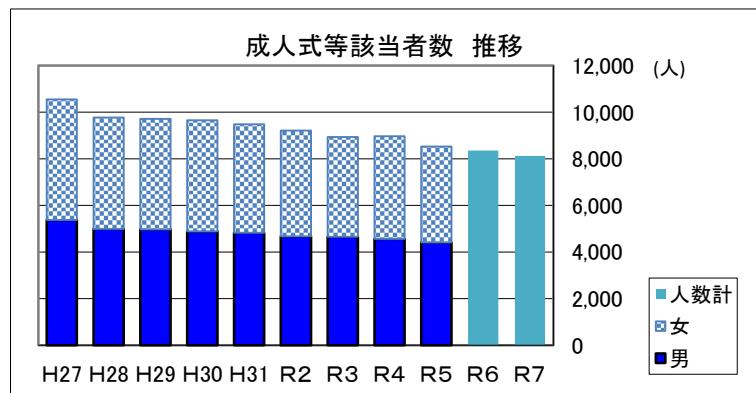
令和7年度秋田県内における成人式等について(まとめ)

(令和7年12月秋田県教育庁生涯学習課調べ)

■今年度成人式等の概要

- ・成人式等の該当者数は8,126人で、昨年度から225人減少。
ただし、これまでに対象年齢の引き上げがあったことから、過去の年度との単純な比較を行うことはできない。
- ・夏季開催を予定しているのは20市町村、冬季開催を予定しているのは5市。
- ・式典の名称を「成人式」としているのは5市町村。他の名称に変更しているのは20市町村。
 - ①「成人式」としている (5市町村) 能代市・男鹿市・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町
 - ②名称を変更している (20市町村) 秋田市・横手市・大館市・由利本荘市・湯沢市・大仙市・鹿角市・北秋田市・潟上市・仙北市・にかほ市・小坂町・三種町・八峰町・五城目町・井川町・大潟村・美郷町・羽後町・東成瀬村

| 年度 | 男(人) | 女(人) | 合計(人) |
|-----|-------|-------|--------|
| R7 | | | 8,126 |
| R6 | | | 8,351 |
| R5 | 4,412 | 4,115 | 8,527 |
| R4 | 4,563 | 4,401 | 8,964 |
| R3 | 4,654 | 4,277 | 8,931 |
| R2 | 4,674 | 4,533 | 9,207 |
| H31 | 4,831 | 4,648 | 9,479 |
| H30 | 4,886 | 4,763 | 9,649 |
| H29 | 4,972 | 4,742 | 9,714 |
| H28 | 4,990 | 4,781 | 9,771 |
| H27 | 5,376 | 5,174 | 10,550 |



■令和7年度成人式等の対象年齢について

該当者の生年月日は次の二つに分かれる。

- ①H16.4.2～H17.4.1(対象年齢:20～21歳) 23市町村
 - ・令和3年度以前から対象年齢が20～21歳
能代市・横手市・大館市・鹿角市・大仙市・北秋田市・仙北市・藤里町・三種町・八峰町・大潟村・美郷町
 - ・令和3年度より対象年齢を19～20歳から20～21歳へ引き上げ
男鹿市・湯沢市・潟上市・小坂町・上小阿仁村・五城目町・八郎潟町・井川町・羽後町・東成瀬村
 - ・令和4年度より対象年齢を19～20歳から20～21歳へ引き上げ
にかほ市
- ②H17.4.2～H18.4.1(対象年齢:19～20歳) 2市
秋田市・由利本荘市

■令和7年度対象者の成人式等開催時期

- ①令和7年8月12日(火)開催 (2町村) 小坂町・大潟村
- ②令和7年8月14日(木)開催 (3市町村) 能代市・上小阿仁村・八峰町
- ③令和7年8月15日(金)開催 (15市町村) 横手市・大館市・湯沢市・大仙市・北秋田市・潟上市・仙北市・藤里町・三種町・五城目町・八郎潟町・井川町・美郷町・羽後町・東成瀬村
- ④令和8年1月11日(日)開催 (5市) 秋田市・由利本荘市・男鹿市・鹿角市・にかほ市

■民法の定める成年年齢引き下げ(令和4年4月1日施行)に伴う対応

- ・民法の定める成年年齢引き下げに伴い、式典の対象年齢を変更する市町村はなかった。
- ・式典の名称は対応が分かれた。式典の名称を変更したのは20市町村。引き続き式典の名称を「成人式」とするのは5市町村。